

---

平成30年度「成年後見市民フォーラム」(平成30年12月 1日開催)

「成年後見の利用促進の動向について」

講師 新潟大学法学部 上山 泰教授 講演録

---

こんにちは。新潟大学の上山と申します。

#### ◆はじめに

成年後見制度利用促進の動向について、国の基本計画を中心にお話をさせていただきます。簡単に申し上げますと、先ほどのご挨拶中でもお話があったかと思うのですが、現在国が内閣府、それから直接的には厚生労働省が中心になって、特に日本の高齢化社会を踏まえて成年後見制度の利用を全国各地で積極的に進めて行こうとしているということです。

今日お話ししようと思っているのは、なぜ国は今そんな施策をとっているのかというと、その背景として具体的に利用促進をするためにどういうことを計画しているのかということの説明していきたいと思います。

現在の国の直近の動きということになりますけれども、平成28年5月に成年後見制度利用促進法という法律が出来ました。最近の動きというのは、利用促進法に基づいて行われていることとなります。翌昨年29年3月ですけれども、内閣が利用促進基本計画、国として積極的に進めていきますよという計画を閣議決定いたしました。ここで基本計画というのは、平成29年から5年間、最初の計画がなされている。そろそろ中間年度に当たるという形になります。国の方で計画を立てましたので、実際に国がやる

のは法律の整備が一つなんですけれども、それ以外には都道府県と、成年後見の利用促進に直接かかわる市町村のお尻を叩くというのが国の大きな役割ということになります。

そこで実際一番実働しなければいけないのは、介護保険と同じなんですけれども、皆さん方にとって一番身近な行政である市町村ということになります。そこで市町村に一番求められているのは、最後出てきていますけれども、平成30年3月の地域の体制整備という中で「中核機関という呼ばれるものを各地域に作ってください」というのが大きな流れなんです。そこで「中核機関ってなんだ」と疑問になってきますので、中核機関というものが具体的にどんなもので、どういう仕事をするのか、そのことについて今日は後半の方でかみ砕いて説明していきたいと思います。

#### ◆成年後見制度の利用者数

さて、具体的な数字を見ていただきたいと思います。非常に単純な話しなんですけれども、国が法律まで作って、成年後見制度の利用をもっと進めなければいけないと言って以上、賛成反対はともかくとして、少なくとも国の理解としては成年後見制度というのは思ったほど使われていない。だからもっと使ってもらわなければならないという危機感のもとに、わざわざ法律まで作って様々な政策を実

行しているということになる訳です。そうすると何故国がそういう危機感を持っているのかと、国が実際に使われないと理解しているのかということ、具体的な数字で見ていかないとわからない、イメージが湧かないと思いますので、まず現状をどのくらい使われているのかということを確認したいと思います。実は、成年後見については、毎年最高裁判所が具体的な統計を発表しています。今直近で新しい統計が平成29年末時点で、どの程度使われているのかという統計なんですけれども、上の三つが所謂、法定後見という類型で、家庭裁判所がご本人の支援者である成年後見人や保佐人を選ぶという仕組みです。この三つが一目瞭然なんですけれども、一番利用件数、比率が多いのが成年後見類型、ある意味では最も重度な類型ということになります。最も重いということになります。一番判断能力が低くなっていて、支援者である成年後見人に一番サポートするための多く権限が与えられている類型なんです。これが大体8割くらい、10件のうち8件くらいがこの類型ということになっている。そして、数としては16万5千件ということになります。中程度の保佐という類型は3万件程度で、比率としては15%程度ということになります。一番軽い補助類型というのは、1万件弱ということで、比率としては5%程度ということになります。

法定後見以外の任意後見という仕組みがあります。任意後見と言うのは、自分自身で将来、例えば自分がボケてしまって自分の財布が自分で管理できなくなっ

た時に、私に代わって私の財産を「私のために使ってくださいね」ということを予め契約を結んでおく。自分の好きな人、例えば家族でも構いませんし、財産管理の専門家と言うことで弁護士とか司法書士に頼むこともできる訳ですけれども、契約をすることによってサポータ、後見人をえらんで、そして公証人役場へ行って契約書を作るという仕組みなんです。上の三つは家庭裁判所がサポータ、後見人を選んでくれる訳ですけれども、任意後見の場合には自分で支援者を選ぶという点で、一番大きな特徴があります。そして予め備えておくある種保険みたいなものと思っていいですね。法定後見の仕組みというのは、もう今すぐ手助けが必要である。例えば知的障がいであるとか精神障がいであるとか、多くの場合認知症ということになりますけれども、自分自身で自分の財産を管理するのは心もとないので自分のお財布をキチンと預ってくれる人が必要がある、具体的なニーズが始まった段階で家庭裁判所が介入して支援者を選んでくれるというのが三つの類型であるのに対して、それ以前に予め自分自身で将来自分がそうなることに備えて、自分の好きな人と契約を結んで置くというのが任意後見というパターンになる訳です。実はこの任意後見というパターンがすでに動いているという件数は、僅か2500件しかなくて、すごく数が少ないということになります。

まず、最初に確認していただきたいのは、法定後見という家庭裁判所がサポータをもう既にことが始まってから介入する仕組みに比べて、もともと自分が予め

自分で備えていく仕組みがものすごく利用率が低いんだということを頭の中に抑えて置いてください。

#### ◆ドイツの利用状況との比較

実は、これだけ見ても数が多いのか少ないのか分からない。どうやら日本で21万290件の成年後見というものが実際にある、動いている。平成29年の段階で、20万件ちょっとの件数というのが実際のところ多いのか、少ないのかということが直感的に分からないですね。それに対して国は、少ないと考えている訳です。その理由は他の国と比較するのが分かりやすいので比較してみましようということです。ここではよく使われる比較の対象がドイツです。何故比較の対象にドイツが使われるかというと、一番大きな理由というのは、日本と人口の構成が非常によく似ているということです。つまりヨーロッパの中で、先進国中で、一番高齢化率の進んでいるのは勿論日本なんですけれども、それに次いでヨーロッパの中で日本に近い比率で高齢化が進んでいるのはドイツなんです。先進国はどこも高齢化が進んでいるんですけども、日本の特徴は更に少子化が非常に進んでいるということです。皆さん方ご承知のように子供が非常に少ないという状況にある訳です。先進国の中でも例えば、フランスは比較的高齢化が進んでいるんですけども、他方において子供もそこそこ生まれている、少子化率を日本に比べるとかなり低い水準を保っている。それに対してドイツは日本と同じように高齢化も進んでいるし、少子化も進んでいるという状況がある訳です。よく似てい

るよねということで、ドイツがどういう状況なのかということが参考にされる。もう一つ、これも実際に利用されている方もいるかもしれませんが、何らかの形で少なくとも保険料がとられている方もいるかもしれないと思うのですけれども、介護保険の仕組みは成年後見と同じように2000年4月に同時スタートしたのですけれども、介護保険の仕組みも元を質すとドイツから部分的に輸入した形になっている。現実的には、今の介護保険とドイツの保険とは大分仕組みが違うのですけれども、ドイツにも同じような仕組みがあって、それをかなり参考にしながら日本が介護保険を導入したという経緯があります。そういう訳で、高齢者に対する福祉政策という観点から見た場合に、ドイツと日本は環境がよく似ているので、参考にしやすいところがあった訳です。ドイツなんですけれども、比較するまでもないのですが、まずそもそもドイツの人口は8000万人ちょっとです。日本は減ってきているわけなんですけれども1億2000万人位いますので、実はドイツの人口は日本の3分の2位しかありません。少ないわけです。それにもかかわらずドイツの法定後見制度は、さっき日本の場合には法定後見制度は後見、保佐、補助の3つあるのですけれども、ドイツの場合には法定後見は「世話」という1つの仕組みしかありません。その1つの仕組みがどのくらい使われているかというと、この5年くらい大体130万人位で使っている。先ほどの数字で見ると、日本の場合はこの数字を全部たすとちょうど20万件くらいですので、日本

より人口が少ないですけれども、単純に6倍以上使われているということになります。数字で単純に比較して。人口補正して、もしドイツに日本人と同じくらい人口がいたら当然利用の件数が増える訳ですから、6倍どころではなく実質的には日本よりドイツの方が沢山使われているということになります。更に面白いというか目立つのは任意後見の仕組みです。ドイツの場合は予防的代理権という仕組みで、これは日本の仕組みに任意後見に相当する仕組みですけれども、400万件です。これを先ほどの数字を見てみると、実際に任意後見で動いて件数は2000件ですけれども、契約件数は10万件を超えているというレベルまで来ている。任意後見というのは先ほど申し上げたように将来に備えて契約を結ぶという仕組みですので、実際に任意後見人が選任されて、つまり後見人によるサポートが必要になるまで、一般的には可なり時間がかかるということになります。なので、単純にどれだけ契約があるかでもって比較すると日本の場合には10万件ちょっとなのに対してドイツは400万件ということになりますので、40倍以上の登録数があるということになります。これは法定後見も任意後見もいずれも比較にならないくらいドイツでは利用されている。繰り返しになりますが、日本の高齢化とドイツの高齢化と状況がよく似ているんだとすれば、単純に考えるとドイツでこれだけニーズがあるんだったら日本にはもっとニーズがあってもおかしくないという話になる訳です。こうした数字を見ただけで日本政府は基本的に成

年後見が本来のニーズに比べて日本で使われていないのではないのかという考えがある。ヨーロッパの数字はこれに近くて、大体フランスでも法定後見は70万前後くらい使われている。フランスに至っては日本の人口の半分くらいしかいませんので、やはり単純に考えるとよし悪しは別として少なくとも日本の法定後見、任意後見とかが残念ながら使われていないということが数字から確認できる。これが大前提になります。もう少し話を進めていきたいのですが、もう少し具体的な統計を見て置きたいと思います。

#### ◆親族と第三者後見人

次の統計は親族が成年後見人になるのか、家族以外の人間が成年後見人になるのかという比率です。法定後見が対象になりますけれども、現在の成年後見の仕組みというのがスタートしたのは平成12年度、2000年ということになります。この段階では圧倒的に家族が成年後見人として選ばれていた。この数字はどんどんと年を追うごとに、家族が後見人に選ばれるという数字が低くなっています。これが直近の29年度の数字を見てみると、なんと家族は最早26.2%しかいないことになります。これが平成29年1年間に家庭裁判所が新しく選んだ成年後見人のうち、例えば10人新しく選任した時に、家族は3人もいないという状況になっている訳です。これは国際的にみても非常に家族の選任率が低いという点では突出した数字になっている。この理由はいろいろある訳ですけれども、今日は細かい話はしませんが、少なくともこれも良い悪いは別として、今

現在、家族はほとんど選任されていないという状況にあります。まずこのことを確認してください。もう一度時間を遡って平成12年を見ると、どういう人が後見人に選任されていたかを見ると、まず子供が34.5%ということで圧倒的な数字であった訳です。この当時成年後見人というのは3分の1以上がお子さんであった訳です。2番目は配偶者ですので、連れ合いということになります。3番目が兄弟姉妹ということになります。そして4番目がその他親族ということになります。もともと平成12年度の段階では9割以上が家族から選任されていますので、こういう数字になって、それ以外は殆どないよねというのは当たり前と言えば当たり前なんですけれども。今この辺の記述を眺めておいてください。子供が3分の1以上いて、配偶者も5分の1ぐらい、20%ぐらいいて、兄弟姉妹で16%を超えるということです。その他親族ですから甥とか姪とか、いとことか、おじさんとか、おばんさんとかということになりますけれども、1割上選ばれていたということを入念に入れて置いて欲しいと思います。それがどうなったかと言うとこうなったのです。直近29年度のデータで17年しか経っていないわけですけれども、ども位状況が大きく変わったのかと言うと、まずそもそも誰が選ばれているかと言うと、実は司法書士さんが計数的にも割合的にも多い訳です。平成29年に新しく成年後見人に選ばれたうち、10000件が司法書士ということになります。そして、比率的にも28%ということになります。2番目は同

じく専門職の弁護士で8000件近く、これも20%を越えている。3番目で初めて子供が出てきて、しかし比率が大分下がっている。さっき子供は3分の1以上いましたので、少なくとも比率で半分以下になっていることが確認できます。4番目はまた、社会福祉士という福祉の専門家が4400件、12%超えているということになります。

二つ注目する必要性があります。一つは、良し悪しはとりあえず置いておいて、誰が成年後見人に選ばれているのですかと見ると、三つの専門職ということになります。司法書士、弁護士、社会福祉士の数字を合わせただけで6割から7割くらい、三つの職種の人たちが7割が後見人になっているという現実があります。これが一つ目の注目点。制度をつくった当初は9割方家族が面倒を見ていたのに対して、現状では良し悪しは別として専門職が事実上、後見を担っているということになります。二つ目のポイントはこれの裏返しということですが、家族がどうなったかと言うとほとんど選任されていない。唯一子供がある程度まだ見るべき数字になっていますけれども、それ以外の配偶者、兄弟姉妹とか親族とか、親御さんとかは数字の上では取るに足らない数字になってしまっている。家族の中で精々選ばれているのは子供がそれでも15%ですけれども、選ばれるのに対して、それ以外の家族は平成12年度の段階では相当選ばれていた訳ですけれども、今となっては配偶者とか兄弟姉妹とかは殆ど選ばれるということが殆ど無いという状況になっています。実は、最高

裁判所は最近になってこの傾向に「少し歯止めをかけようかな」という動きになっています。具体的に申し上げますと、「少し家族を成年後見人から遠ざけ過ぎてしまったのかな」ということを考え始めていて、「少しずつ家族を選ぶ比率を上げて行こうか」と少し政策転換を始めようとしているところです。ただ現実問題として、ここまで家族が成年後見制度の世界から頼りにくい状況になっているために、ここで最高裁判所が方向転換をしようとしたところでどれだけ現実問題としてご本人のご家族の中に成年後見人として支えるだけの余力を持っている人がいるのかというと、現実問題として非常に難しいという状況は否めないと思います。簡単に言えば、お子さんがいない、孫さんがいない家庭というのがどんどんどんどん増えている訳ですし、高齢者が一人暮らしをされている比率も、これは都市部でも、地方でも、日本全国でそういう人たちが増えているという状況にありますので、そうすると身近に御家族でサポートできるある意味恵まれた家族は日本全国で見ると比率が下がってきていますので、そうだとすると最高裁判所が頑張って方針転換をしようとしても、無い袖は振れないという状況が残念ながらありうる訳です。そうすると少なくとも今問題になっているのは、これはどの分野でもそうなんですけれども、段階世代の方々がどんどんこれから認知症の高リスクゾーンの年代に入っていく中で、成年後見を含めた高齢者福祉に対するニーズがどんどん増えていく中で、少子化のために支える世代は非常に少ないという状況がある

訳で、そうだとすると1対1で自分の家族が面倒をみるということはある意味理想かもしれないけれども、現実問題としてそれは日本全国どこでも非常に不可能に近い状況になっている。そうだとすると、ニーズを抱えている独居の高齢者にとって地域の中で誰がどうやって支えていくのかということ、当然今考えなければ間に合わないということになります。それが今申し上げている成年後見制度の利用促進に向けて国の発想／思惑の一つにあるということをお願いしたいと思います。

#### ◆市町村長申立ての推移

もう一つだけ、データを見ておきたいと思います。何のデータかと言うと、市町村申立てというデータなんですけれども、市町村申立てというのは、成年後見とか、保佐、補助という仕組みは先ほど申し上げましたけれども、家庭裁判所に行って家庭裁判所で成年後見人を選んでもらうという仕組みになっています。もし、認知症が進んでしまって、自力では自分の財布が管理できないようになってしまったとして、自動的に誰か後見人を付けてくれるという訳では、残念ながらないということです。日本の福祉システムというのは、例えば生活保護を含めてそうなんですけれども、必要のある人が近くの役所に行って、成年後見の場合には裁判所ということになりますけれども、自分から出向いて行って「私こういうニーズがあるので、自分では財産管理が難しいので成年後見人を付けてください」というふうに自分から積極的に申請をしないと成年後見人をつけてもらえな

いという仕組みになっています。ところが非常に単純な話しなんですけれども、生活保護とは違って、特に成年後見の場合には既にニーズが出てきた時には本人の判断能力が低くなっている訳です。つまり自分自身で自分の財布が管理できるかどうか最早自分自身では判断が付かないという状況になってしまっているということです。ご自身ではご自身はしっかりしているんだと思ってるのかも知れないが、傍から見るととても危なっかしくて、場合によってはいろいろな悪質商法に引っかかってしまって、折角の蓄えた預金とかを身ぐるみはがされてしまうということが、有りうる訳ですね。しかし、ご本人自身気がついていない。そういう時に、ご本人自身が自分では財布の管理が厳しいので、誰か後見人を付けてくださいと言って、自ら家庭裁判所に出向いていくというのは中々期待しづらい。それ以前に、多くの日本人にとって、裁判所は敷居が高い訳ですね。例えば何か困ったときに、市役所の福祉課の窓口に行くとか、市民課の窓口に行くとかという程度であれば比較的、まあ面倒くさいですけども、行ってみるかという気持ちになれるかも知れませんが、家庭裁判所、家庭という言葉が付いているとは言え裁判所ですから、裁判所に出向いて行って、そこで難しそうな手続きをしなければならぬ。当然多くの方が二の足を踏んでします。それにかたて加えてご本人は自分自身のニーズがあるということを十分に判断できる状況にないということになると、成年後見制度の難しさが一つここにあって、ニーズが高い人ほど、つまり判

断能力が失われている人ほど実際には自分で成年後見人を付けてくださいということや家庭裁判所に行くことが難しいということがある。ここに大きな矛盾がある訳です。そうだとすると、「この人に成年後見人が必要ではないですか」ということから誰かが繋いでいかなければならないということになります。つまり家庭裁判所の窓口には誰かが連れていかなければならないということになります。もともとその役割を日本の法律は家族がやるということ想定していたのです。今の法律、民法の中に、後見のルールが規定されているのですけれども、民法を読むと誰が裁判所に出向いて行って後見人を付けてと言えるのかということ、もちろん本人です、それ以外には4親等以内の親族が上がっている訳です。だから、家族がうちのおじいちゃん、あるいはおばあちゃんそろそろ成年後見が必要なので、「成年後見人を付けてください」と家族が裁判所に出向いて行って申請すればいいのではないか、という仕組みであったのです。ところが、先程来、見ていただいているように、家族は成年後見人の候補者としては良し悪しは別として当てにならないと言うか、成年後見人になってくれるような近い家族がないというケースが増えている訳ですが、それ以前の話として、成年後見人なるどころか、成年後見人を付けるための家庭裁判所への申立てを代わってすることすら、してくれる家族が身近にいないというケースが増えているということになります。ということは、この人たちこそ逆に言うと、独居の高齢者の方で認知症がかなり進行

し始めている方が一番典型的なパターンになる訳ですけれども、実はこの人たちこそ、成年後見によるサポートが必要な人はずなんですけれども、そういうニーズが高い人ほど身近に裁判所に話を繋いでくれる家族すらいないので、結局成年後見人のところまで届かないという話になってしまうのです。これでは全く意味がないので、そこで法律は平成12年に今の仕組みをスタートさせる時に、これから家族が申立てすらできないケースも増えてくるだろうということで、その場合には、市長さんとか、町長さんとかが代わって、つまり行政が家族の代わりに裁判所に対して成年後見の申立てをできるようにしましょうということにした訳です。この数字が、市町村申し立ての数字ということになります。制度が始まった当時は、計数としては僅か23件で、全体の中の0.5%ということで、最初は行政が関わるパターンは殆ど無いも同然であった。ところがこの計数というのはどんどんと年を追うごとに、増えていきます。直近の29年のデータを見ると、件数で7,037件、19.8%、つまり2割です。結局、今の日本で新しく成年後見が申立てられると、実は5件のうち1件は市町村長が申し立てをやっているということになる訳です。これはある意味では、とても驚くべき数字だということになります。成年後見人として支援するというのは、なかなか大変な仕事ですから、「成年後見人の荷が重いよ」家族が沢山いるというのはよく分かるのですけれども、申し立てはある意味では、1回限りだけという一時的な話しなんです

けれども、それにすら関わられる家族が、5件のうち1件がないということになります。そして更に深刻なことを申し上げます。この5件のうち1件の市町村長の申し立てしているケースというのは、家族が虐待をしているケースも含まれている訳です。家族自体が高齢者の方から年金とかを使いこんでしまって、むしろ成年後見人とかが付いてしまうと、それまで自由におじいさんとかおばあさんの年金を自分のために使っていたものが使えなくなってしまう。横領できなくなってしまうので、そういう人が成年後見を申し立てする訳がない。そういったケースも含めて成年後見の入り口に立つための、ある意味で最初の一押しをサポートしてくれる家族すら身近に見当たらない方が特に高齢者の中に増えてきている。だから、この数字が大きいということは、これも良し悪しは別として、現実問題として、今の日本の社会は残念ながら、この分野に関して身近な家族を当てにできる人がどんどん減ってしまっているという環境にあります。

繰り返しますが、これからお話しに行くように、家族が当てにできないとして、どういう人たちを頼っていったらいいのだろうかということ、「日本全国何処でも考えていかなければならないよね」と言う話しになります。

#### ◆国の基本計画の施策の目標

そこで出てきたのが国の基本計画ということになります。

冒頭、申し上げたように国の基本計画というのは、5年間のスケジュールで考えられている訳ですけれども、とりあえず



7つのことが掲げられています。ポイントを絞って重要なところを解説していきたいと思います。まず制度が知られていないのではないかとというのが**第1番目**に上がっています。その上で後ほど説明しますけれども、**第2番目**は、誰が地域で成年後見の利用促進を進めていくのかと言うと、国の考えでは、介護保険と同じように、ベースになるのは基礎的自治体、つまり市町村であるというふうに考えていますので、市町村が成年後見の利用促進のための行政の計画を立てなさいと言っている訳です。**3番目**は、何故使われていないかと言うと、わかりやすい話なんですけれども、結局利用者がメリットが実感できていないのではないかと。成年後見制度はいい制度ですよといろいろ国は宣伝しようとしていますけれども、実際いい制度だということを「思われていないから利用されていないんだよね」、当たり前のお話になるんです。**4番**は、地域連携ネットワークづくりということがこの後一番の中心の課題になるのですけれども、身近な家族が頼りにならないのだとすると地域の中での支えあいという仕組みによって、あるいはそのような考え方によってしかないのか、それをどうやって作っていくのかということが、言葉として難しいのですが、地域連携ネットワークという話になります。この後話をしようと思います。**5つ目**は、不正防止の徹底というのですけど、なぜかと言うと皆さん方もニュース報道等でご存知の通りかと思いますが、一番ひどかった数年位前ですけど、1年間に成年後見人がご本人の財産を使い込む、犯罪ですが、

業務上横領という立派な犯罪なんですけれども、使い込んだ金額が1年間で60億というとんでもない金額、ご本人が自分で財布を管理できないから信頼できる人に財布を預けて、自分の生活を支えてもらおうというために使っているのが成年後見制度ということになるのですけれども。ところが預かった成年後見人が年間に60億も使い込んだという、これは全国統計ということになりますけれども、平たい言い方をすると家庭裁判所が本人から財布を取り上げて、泥棒に財布を預けたというような結果になっている訳です。そのような制度を誰も信頼しないということになりますので、最高裁判所もこの点について深刻に捉えて不正防止に何とかしなくてはいけないということで、さまざまな対策を打っている訳です。一応、最高裁判所は、賛否は個人的にはない訳ではないのですが、結果的にはそれなりに有効で、年間の横領は10億から16億程度、それでもとんでもない数字なんですけれども、ピーク時に比べるとそれでも大分不正の防止が図られるようにはなっている。一言コメントして置きますと、実は、横領している成年後見人の9割以上が親族後見人なんです。つまり、ご家族を後見人に行っている人に使い込みをしてしまうケースが圧倒的に多い。おそらく、皆さん方が放送で知っているのは、弁護士が悪いことをしたとか、司法書士が悪いことをしたとか社会福祉士が悪いことをしたという専門職後見人が横領したケースについて大々的に報道されがちなので、そっちの方が信用できないと思っておられる方が多いと思

いますが、現実には全く逆でして、圧倒的に多いのは親族後見人なんですね。そういう事情があったので、最高裁判所が親族を選ばないようになっていったというのも背景の一つにあった訳です。直近で23位しか親族を選んでいないという理由の一つには、家族が一番信用できないという印象が、実際横領が多かったので、それでは専門職に頼んだ方が本人の財産管理を安全にやってくれるだろうという狙いがあった訳です。逆に、先ほど申し上げたように、最高裁判所がポリシー、政策を変えてもう少しずつ親族を増やしていこうと考え方を変えた背景もこれと連動してくる。つまり、専門職であれ親族であれ地域における見守りであったり、後ほど申し上げますけれども、後見支援預金というような新しい金融商品等を開発することによって、大分、後見人が勝手に使い込みをできるようなことを防げる仕組みが少しずつ整ってきているので、これなら親族を選んでも大丈夫だろうという状況に少しずつなっている。もう少し具体的にコメントして置きたいと思います。6番目が医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討、これは役人の言葉で難しいのですが、何かと言うと、非常に簡単で医療同意の問題です。それから施設入所の問題なんです。医療同意を例にとって説明しましょう。皆さん方が大きなケガをされて、病院にかかる、あるいは入院をすることになったとします。何か大きな手術をしなければいけないという時に、現在の日本では、インフォームドコンセプトということが大前提になっていますの

で、いくらまともな手術であったとしても医者が勝手にやっちゃってはアウトになります。つまり、常に患者さんに話をきちんとして、こういう手術が必要なので、こういう手術をしたいと思います。ただメリットもありますというのを説明をして、患者さんが納得していただいたうえで、患者さんから同意書をとって、そして手術を行っていくというのが原則的なルールになっています。ところが患者さんが認知症高齢者の方でどれだけわかりやすく説明しようとしてもなかなか意図が伝わらない。つまり患者さんご本人から同意をとることが出来ないケースが現場には沢山ある訳です。そのためどうするかというと、普通は、皆さん方も経験があると思いますが、家族を呼びわけです。例えば認知症が無くても身内の方が交通事故に遭ってしまって、交通事故のために意識不明の状態に救急車で病院へ運ばれたとします。そうするとご本人自体は意識不明の状態にありますので、その後の治療等について、患者さん本人から同意書をとることが出来ませんのでどうするかと言うと病院側は家族を調べて、近い家族を調べて連絡を取って、病院へ来てもらって、患者さんに代わってご家族に説明して、ご家族に納得していただいて家族から同意書をとるといった一般的な流れになっていると思います。じゃ身寄りがない時にどうするかというのが問題です。特に家族の中で信頼できる人がいないので、認知症が相当進んでいるので後見人を付けたのだけれども、成年後見人には第三者の弁護士

とか社会福祉士とか社会福祉協議会とか NPO 法人との家族以外の人になってもらった。その時に、今の日本の法律の仕組みの中で家族以外の人成年後見人になった時に、法律上、医療同意を患者本人に代わって、手術の同意のサインをする法的な権利があるかと言うと「無い」と法務省も裁判所も考えている訳です。そうするとこっちもさっちな行かなくなる訳です。ご本人から同意書をとることが出来ない。後見人がいるんだけど後見人にも権限がない。医者は医者で、病院は病院で、何か万が一手術でトラブルがあって、うちの病院が訴えられたら困るということで同意書が無いのに勝手に手術することが出来ませんということになると、治療が必要な、今すぐにも必要な本人がいるにもかかわらず、誰も同意が出来ないので、治療ができない。例えば今問題になっている高齢者に対する治療の手段というのが、この5年、10年でものすごく進歩しているのです。まだ例えば、制度が始まった20年位前を遡って考えると、その当時、例えば高齢者の方がご自宅や散歩中に転んでしまって太腿の大きな骨を骨折してしまった。大腿骨を骨折してしまった。そういう状況になると当時、その患者さんが80歳、90歳という高齢だと、そもそも手術をすることが出来ない。手術に耐えられるだけの体力が無いので、このまま保存的治療というのですが、平たくいえばギブスで固めてくっつくのを待つしかない。その結果、基本的にはもう残念ながら寝たきりの状態にならざるを得ない訳です。立って自力で歩くことが残念ながら出来

ない。しかし、手術をすれば、もちろんリハビリということがありますけれども、もう一度自力歩行が回復できる可能性がある。認知症の場合もそうなんですけれども、寝たきりの状態になりますと益々認知症が悪化しますし、体全体もどんどん弱っていってしまいますので、ご本人のことを考えれば、もし可能であれば手術をして、体力の回復を待って、できる限り元の生活に近い状況に戻っていただくのが一番好ましいのですけれども、ご本人が手術に同意できれば問題が無いのですが、ところが、ご本人が同意出来ず、しかも、ご家族もいなくて誰からも同意できないとなると、病院側としては積極的な手術が出来ないので、結局今は、医学的には手術をすることが可能なんですけれども、誰も同意してくれないので昔ながらの保存的治療で、最終的には寝たきり覚悟の対応しかできない状況になる。しかし、これはおかしい。わざわざ成年後見人という家庭裁判所が選んだご本人の権利を守る人が付いているにもかかわらず、本人にとって深刻な場面で手も足も出ないという状況は意味が無いんじゃないか。まさに成年後見制度を使ってみただけ報酬はとられるし、余り役に立たないのではないかという一因にも当然なっている。つまり、ご本人のニーズの具体的な期待に応えられない大きな原因の一つになっているので、そうだとすれば、成年後見人が医療同意の問題に何らかの関与が出来るような法律上の手当てが必要ではないかという議論がされ始めている。

最後の7番目は、今の国会で審議が始

まっている欠格条項の削減という話なんです。さて、一つひとつ具体的に見ておきたいと思います。

#### ・利用者が実感できるメリット

利用者がメリットを実感できる制度、つまり成年後見を使っているご本人が「成年後見人が付いてくれて良かったね」と思えるための仕組みにするにはどうすればいいか、国の考え方によれば4つということになる。1つ目は、高齢者、障害者それぞれご本人の意思決定の支援を行うべきだ。これはなかなか難しいので、これだけで1時間位はお話をしなければ伝わらないかもしれませんが、簡単に言うと、つまり、成年後見の仕組みというのは基本的には自分自身では財産管理が十分できないので、自分の財布を預かって自分のために使ってくれる人を選ぶというのが、まず基本的なイメージとしてある訳です。その時に、でも預けたとは言え自分の財布ですから、そのお金をどういうふうにするのか、本来はご本人の価値観に従ってご本人らしい生き方が成年後見人が付いた後でもずっと継続できるようにするのが最も理想になる訳です。ところが今の成年後見は、使い方次第なんですけれども、もともとの発想からすると、ご本人がもう判断能力が無いので自分で財布を管理できる能力が無いので、本人のやりたいようにやらせて置いたらかえって本人のためにならない。つまり誰がお金の使い方を決めるかというと、成年後見人が決めればよろしいのだと発想に立っている訳です。例えば、こういう感じですか。もうじきお正月になりますね。皆さん方の年齢からするとお子さん

やお孫さんとかにお年玉を上げるということをしてますね。そうするとお孫さんに、かわいいお孫さんなので沢山お年玉をあげるということをするではないですか。お孫さんも喜ぶと思うのですが、それを見ていたお母さんが「まだ小さな子供なのでいきなりこんなにたくさんのお金を持っていたら、どうせ無駄使いをするだけで、碌なことにならないから、お母さんが預かる」というので貰ったお年玉はお孫さんのものなのですが、一旦取り上げてしまう。それを使うかどうかは別なんですけれども、本人のためにならないから「一旦預かって置くよ」ということがよくあると思うんです。それと同じなんです。つまり本人のお金なんだけれども、本人の好きなように使わせておくと、碌なことにならないから、お目付け人である後見人が預かって、後見人の判断で、後見人の考え方で使えば良いよねと言う発想だった訳です。しかし、よくよく考えてみると、どう考えてもご本人のお金なんだから、そうだとすると、ご本人が自分自身のために自分なりに判断して使い道を決めるというのが本来のはずであって、できる限りご自身による意思決定というのを後見人は傍からサポートすることに徹底することに徹底すべきであって、ご本人の代わりに勝手に自分の考え方でなんでもかんでも勝手に決めてしまうというのは権限があろうが無かろうが良くないのではないのかという発想が最近では有力になっているということ。これを意思決定支援と呼んでいるということです。2つ目は成年後見人選任の配慮ということなんです、これは後のスライ

ドで解説します。3つ目は利用開始後の柔軟な対応ということなのですが、2と3は次のスライドで解説をします。

4つ目は後見審判時の診断書のあり方、地裁と最高裁判所で協議が進んでいまして、実際もうそろそろ来月位には最高裁から具体的に方策が発表される予定なんですけれども、簡単にコメントをしておきますと、今まで成年後見人が必要かどうかは医者が判断する仕組みになっているんです。つまり、成年後見を始めるときに難しい場合には鑑定書、それをつくるのはお医者さん。一般的なケースではかかりつけ医を含めた診断書を医師に書いてもらって、成年後見相当、あるいは中程度の場合には保佐相当、一番軽い補助相当というのを医師の診断書の中で、どの類型に当てはまるのか、ということの評価してもらって、それを前提にして裁判所が判断するという形になっている。ところが例えば、精神障害の場合が典型だと思うのですけれども、ある特定の精神障害があるからと言って、実際に今の生活の中で財産管理で困っているかどうかは全く別の話になるのです。成年後見人が財産管理をするだけでなく、ご本人の見守りであったり、ご本人の身上面での日常生活面のサポートをするということになるってくると、もっと具体的に今ご本人がこういうことで困っていて、何が単独では難しいのか、サポートが必要なのかということをご本人のケースでもっと具体的に裁判所が把握する必要性があるのではないかと。そうでないと一定程度の、例えば認知症で重度だということになると、お金があろうが、無かろうが、

全部、一番目の成年後見類型に振り分けられてしまうのがおかしいよねという話になって、社会福祉士と限らないのですけれども、社会福祉のスキルのある人が本人の生活状況についてのレポートを、ソーシャル・レポート呼んでいるのですけれども、医学的な観点とは別に本人の生活環境についてのレポートを裁判所に提出をして、それを合わせ見ることによって類型を判断しようという方向にもうすぐ変わると思います。多分12月には情報解禁になるので、来年度にはこの形での運用に変わっていくものと思います。

#### ◆地域連携ネットワークづくり

さて、後半のメインテーマになるのですけれども、地域連携ネットワークづくりについて、少し時間をとってお話をしたいと思います。まさにこれが、今回の利用促進に関する計画の一番の中心になる訳ですけれども、それぞれの市町村で具体的にどういう取り組みを進めるべきなのかということの国が考えている青写真ということになります。基本的には、3つのことが指摘されています。1つ目は、単純な話なんですけれども、地域における見守りの仕組みをキチンと構築していきましょうという話しなんです。これは成年後見だけの話しだということではなくて、日本全国各地で例えば消費者被害を防止するためとか、様々な目的から住みやすい地域をつくっていく中で、地域住民同士支えあいの一環としての見守りという観点が入ってくる。一つだけ細かい話ではなくて、大雑把なイメージで共有していただきたいところがありまして。それは従来の成年後見の仕組みと

かといのは、監督なんですね。つまりご本人は判断能力が不十分なので、人に騙されるとかということを含めて誰かが見守りというよりか、見張っていないければ危なっかしい。言葉がおかしいかもしれませんが、余計なことをしないように誰かが監督しておく、見守っておく、基本的には上から目線の視点で成年後見の仕組みというのは、歴史的に構築されてきているので、そういう意味では感じが悪い。それが利用者サイドからして見ると使い勝手が悪いと思われる当然の一因なんです。それに対して、見守りというのは、ご本人の横に立って同じ視点から、何か困っていないかなと気付いて行く、子供たちが例えば、公園で遊んでいる時に、少し遠くから、しかし、大きなけがをしないように見守るというやり方が当然ある訳ですね。それと同時に親がずっと子供に張り付いて歩いていくというやり方もある訳ですね。どちらかと言うと、一歩引いて、しかもその中で安心・安全にご本人はご本人らしく、子供を例にして失礼かも知れませんが、イメージとしてはそういうイメージで、しかし、一歩引きつつも何か深刻なことが起こらないように地域の中で見守っていくというイメージをつくっていくことが大切だろう。それは成年後見だけの話しではなくて、消費者被害を防止していく上でも重要な意味を持つよねと言われている訳です。少し抽象的かも知れませんが。成年後見について言うと、具体的には二つのことが指摘されています。2つは、チーム後見と言われている仕組みですが、これが言っていることは非常に単純で、家

庭裁判所が基本的には1人選任するというのが一般的なパターン。もともと成年後見人を2月人選任することもできる訳ですけれども、多くの場合、1対1対応で1人のご本人に対して1人の成年後見人を付けるというのが一般的なパターンになっている。しかし、後見人がすべてを背負いこむことは無理なんですね。後見人にも生活がある訳で、それこそ介護の問題と近いところがあって、老老介護であるとか、介護疲れであるとか、いろいろマスコミで報道されていますけれども、支援を受ける側、サポートしてもらう側も大変なんですけれども、サポートしている側も大変な訳で、何でもかんでも成年後見人の責任として押し付けられると支援している側の方が疲れ切ってしまう、倒れてしまう。そうすると、あわせて共倒れになってしまう。後見の場面でも当然出てくる訳です。そのためにどうすればいいかと言うと、後見人はあくまでもご本人を支える複数の人間が組んでいるチームの司令塔的な役割である法定代理権とか、取消権とかという家庭裁判所から特別な法律上の権利を与えられているので、中心的なサポーターの中の中心人物ではあるんだけど、その人だけが抱え込むのではなく、ご本人を取り巻いている様々な支援者、例えばケアマネさんもいる訳です。それからかかり付けのお医者さんがいるかも知れないし、それから場合によっては行政の職員とか、様々なご本人と関わっている人たちとチームとなってとなって後見の仕組みを進めて行くんだということがチーム後見体制ということの意味なんです。

二つポイントがあって、一つは申し上げたように、後見人1人で何でもかんでも抱え込んでしまうと後見人の方が倒れてしまって、結果として本人のためにならないということになってしまう。あと重要なことは、もう一つポイントがあって、先ほどの意思決定支援と関わるのですけれども、結局1対1で支援をしていると、ちょっと言葉はきつい言い方をすると、強依存的な形になることもよくある。つまり被後見人からして見ると一生懸命後見してくれる人が居ると当然頼っていくことになる。後見人からすると頼られればもっと頑張ろうという気になって、それはそれとして良いことなんですけれども、その2人だけで完結してしまうと、結局後見人さんになんでも頼り切ってしまうと、結局ご本人の意思がなくなってしまうと、後見人さんが良かれ悪しかれ何でも決めてしまってしまうということになりかねない。これは余り良くないよね。虐待なんかも最初の出発点はそういう関係になってしまうので、結局支援していく側には常に複数の人が関わる、人の目が入ってくるというのが制度的に保障しておく方が好ましいだろうと考えられている訳です。そこでこんな問題があります。成年後見人の仕事の中で、悩ましいことが多々あるんですけども、その典型的なものの一つが、例えば老人ホームとか、特養ですね、入所して施設で暮らすべきか、それとも今ご自宅で一人で暮らしていてこのままご自宅で生活を続けていくか、その判断が非常に悩ましい場面が出てくる訳です。多くの方が今まで自分が住み慣れた今暮らし

ている家で出来れば最後まで暮らし続けたいという希望を持っておられる方が圧倒的に多い訳です。しかし、そうは言っても、ご自宅で独居生活をしていくにはなかなか難しいことが認知症が進むと、進めば進むほど出てきますので、いくらヘルパーさんを入れていったとしても、勿論ご本人の資金に限りがあるということもありますし、ご本人が安全に暮らしていくためにはここで思い切って施設に、ご本人嫌かもしれないけれども施設への入所を考えていかなければならないかなという場面が当然出てくる訳です。しかし、どのタイミングでご本人が同意するなら何も問題がないのですけれども、ご本人が少なくともあまり積極的でないような状況の時に、どのタイミングで施設入所へ移行していくのかということは、支援者側からするととても悩ましいことになる。その時に、やっぱり見方が変われば、人が変われば、支援者が変われば言うことが当然変わってしまう訳です。ある後見人からするともうこれは無理だと。例えば、最近近所からボヤを出してくれるし、このままだと大火事になってご本人も巻き込まれるかも知れないし、一刻も早く施設への入所を検討すべきだというふうに考える後見人がいたとして、別の人は、いやこれはガスコンロだから危険性があるけれども、お金があるのでIHヒーターに代えればまだその点の心配を防げるし、まだ何とかできるのではないかという見方が出てくる訳で、どちらが正しいという話ではなくて、どちらが間違っているという話ではなくて、複数の方がいろいろ知恵を寄せ合って、「私は

こう考える」「私はこう考える」そういういろいろな考えがあるんだよねと言うことを把握したうえで、最終的にご本人が一番納得していただける結論と言うのを導いて行くということが好ましい訳で、それが支援者が1人しか居ないということになると、結局良かれ悪しかれ、その人が勝手に決めるということになりかねないので、ここは複数の方が関与すべきだというのが国際的な流れになっているということです。更に、個別のチーム後見について、地域全体で支えていくというのが協議会の仕組みということになります。ここには弁護士会、司法書士会、社会福祉士会とか、あるいは行政機関や、家庭裁判所などがバックアップ機関を組んで、個々の後見チームに対してアドバイスをして行くという二重、三重の支援体制を組むことが好ましいというふうにしてきている訳です。

#### ・中核機関

その時その核になるのが**中核機関**というものであります。この言葉を覚えておいていただきたいと思います。この中核機関、これはですね、各地域の中で、例えば盛岡市の中でこれから成年後見をスムーズに運営して行くカギになる組織と言うことになります。国としては全国各地にその地域の実情に応じてた形で中核機関と言うまさにカギになる組織を作っていきたいと考えている訳です。そこは何をやるかと言うと、三つ目のここが重要なポイントになります。成年後見制度利用促進機能なんですけれども、この表現よりも中身が重要で、受任者調整・マッチング機能と言うのが非常に重視され

ている。それから親族後見人や市民後見人の支援や育成をする、この二つについて少し掘り下げてコメントして置きたいと思います。受任者調整というのはこう話しなんです。現在の仕組みと言うのは、誰が成年後見人を選ぶかと言うと家庭裁判所なんです。ところが家庭裁判所はご本人のことをよく知らない。当たり前ですけれども。成年後見人を付けてくださいと誰かから言われたので、では誰にしましょうかねと言う形で家庭裁判所は選ぶ訳ですけれども、家庭裁判所自身がご本人のことをよく知っている訳ではない。この人を支援するのに誰が一番適任なのかということは、実は家庭裁判所は分からない。そうするとミスマッチが起こりうる、単純にあります。更に、もう少し深刻な問題として今日前半で紹介しましたけれども、良くも悪くも、現在の日本の中核を担っているのは専門職です。弁護士、司法書士、社会福祉士が賛否はともかくとして、6割から7割位をその人たちが後見人になっている訳です。単純に申し上げて、数が足りなくなってきたしまっているということです。全国各地どこでも。弁護士、司法書士、社会福祉士は専門職で、一朝一夕で、お医者さんが足りないから医学部を作りましょうという話をしてはいますが、実際、医学部を作るとなるとその人たちがお医者さんになるまで随分時間がかかる、最低でも6年間勉強しなくてはならない。その他の専門家だって一緒に、今数が足りないんですと言われても、すぐ促成で栽培できる話ではない。そもそも人口が少なくなってきた中で、これから専門職の数



がどれだけ増やせるか限界がある。当然ながら。そうすると、今日本全国でどうい問題が起きているかと言うと、たらい回しと言うことが起こるんです。救急車のたらい回しと一緒になんです。どういことかと言うと、家庭裁判所にはいろんなパターンがあるのですが、典型的なパターンをお話しします。各地域の家庭裁判所には弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、正確にはパートナーということになりますが、それぞれの団体が後見人の候補者名簿というのを提出しています。その中から適任者がいるのか聞く訳です。弁護士は聞かれて選ぶとする訳ですけども、その名簿に載っている弁護士さんも一杯支援しているのでもうこれ以上新たにご本人を抱えることは無理だ。つまりこれ以上成年後見人を弁護士会の傘下で抱えることは無理だという結論になることがある訳です。岩手とか盛岡とかという話ではなくて、日本全国どこでもそういう状況が起こる。そこで一回球を投げ返す訳ですね。じゃそうしたら、今度は司法書士さんへ適任者いませんかということ、リーガルサポートに対して家庭裁判所は電話をかける訳です。リーガルサポートの方でも一生懸命探す訳ですけども、もうやっぱり会員は一杯一杯でこれ以上受けられませんという返答を下す訳です。そうすると家庭裁判所としては、さすがに親族ではこの事案は厳しそうだから、じゃとりあえず社会福祉士でベテランで、このケースを担当する人いませんかと、社会福祉士会の方へ投げるとパートナーの方でも手一杯で無理ですと返答が返って来る。どん

どん期間は経過している訳ですね。ぐると回って、3カ月前に尋ねた案件ですと弁護士会のところに改めて照会をする。まさに救急車のたらい回しと一緒に、受けてくれる人が見つかるまで家庭裁判所としては、探し続けるしかないという状況なんです。かってはですよ、禁治産者制度の時代には家庭裁判所が禁治産者に成年後見人を選任する時に、半年とか1年とかがかかっていることがざらだったのですけれども、それはいくら何でも遅すぎるだろうということで、現在の制度になってから家庭裁判所がどんどん努力をして、なるべく申立てがあつたら短期間に選任するようにして、今は1月から2月位で選任できるようになっている。ところがそれでも、半年とか1年とか選任できないケースがあつて、その理由は家庭裁判所がさぼっているのではなくて、単に引き受け手がなくて何時まで経っても見つからないので、選べないというケースがあるのです。救急車のたらい回しと一緒に、これは困っているのです。単純に。その間に、どんどんご本人は二ーズがあるから申立てをしている訳で、今すぐにでもサポートが付かないと困るんですけども、後見人がいないからという理由で半年も放置されたら、その間に場合によってはどんどんお金が搾取されているかも知れないし、生活が悪化しているかも知れない訳で、「これは困ったこと」と全国で言っている訳ですけども、これを改善するための一つというのが、新潟モデルと言っているのですけれども、新潟県始め幾つかの都道府県で、だったら実際、その地域で成年後見人の供給母

体になっている弁護士会、司法書士会、社会福祉士会とかが、あるいはその地域の市町村が集まって、そこで選任会議みたいなものをつくれればいいではないか。家庭裁判所が単独で決めようとするから、あちらへ電話を掛けて断られたり、また別のところへかけて断られたりして、痛ましいなというので、だったら地域内で今どこがどれだけ余裕があって、この案件については誰をとりあえず選任することがベストなのかということ、地域の主たる供給母体の方で調整できる場所をつくれればいいではないか、これが受任者調整機能になる。これがうまくいって来ると、成年後見人の適切な交代を実現することになる。例えば、最初に遺産相続の問題のために成年後見人を選任せざるを得ないという場面が出てくる。遺産相続なので、親族は利害相反しますので親族をそういうケースで選ぶことはできません。そこでとりあえず、一旦法律に詳しい弁護士や司法書士を選んだとします。しかし、遺産分割さえ終わってしまえば、法律上の課題は解決しますので、ずうっと弁護士や司法書士がその人に張り付いている必要性はないケースが圧倒的に多い訳です。後は日常生活を普通にサポートしていけばいいことになるので、むしろ近くに住んでいるご親族の責任だというケースもありうる訳です。

そうだとすると、そのこのところで成年後見人が変わったほうが事件の発生もなくなりますし、その交代についてもそういう体制が出来上がっていれば将来このケースについては、例えば、遺産相続があるので相続問題があるから最初は弁護

士会が出しましょうと、しかし、これが半年くらいで方がつくはずだから、そこで軌道にのったところで市民後見人をお願いしましょう。あるいは親族さんをお願いしましょうという中長期的な青写真を描くことが出来る。その意味でも、ご本人のためにもなる人を継続的に選ぶことが出来るでしょう。更に中核機関としてやるべきことと言うのは、親族さんや市民やあるいは NPO を含めた地域の様々な成年後見人の候補者に対してアドバイスをしたり、市民後見人の養成をしたりということが、好ましいのではないかと。だからここは、繰り返しになりますが一番の肝腎要だということになります。後は、時間の関係もありますので、ざっくりポイントだけで、終わりたいと思いますけれども、途中でも触れた不正防止、これもとても深刻な問題なので、いくつかのことが検討されています。

ただ重要なのは、不正防止のため何かを直接するというよりは、先ほどからお話をしている中核機関がキチンと出来て、地域での支えあいの体制がうまく機能してくれば、結果的に横領も減るだろうというのが大前提としてあることです。それに加えて何をするかというと、大きなお金を持っている場合は、後見制度支援信託が今まで使われて来たはずですが、岩手でもそろそろ始まるのか、始まったのか確かそういう情報があったのかと思うのですが、信用金庫なんか大きなお金を一旦預かっておいて、後見人に横領、使い込みをさせないために大きなお金を預かっておいて、大きなお金から預金から取り崩したり、必要に応じて

使ったりする場合には、家庭裁判所は簡単に言えば許可をするという形で、一回家庭裁判所の判断を噛ませる。それによってですね、少なくとも多額の横領を防ぐというような仕組みが考えられる。それから親族後見人が横領が多いという話をしましたけれども、これも最初から悪気があってやっているケースはむしろ少ない。最初は単純に自分のお金と預かっているおじいちゃん、おばあちゃんのお金とが区別がつかないという、良くも悪くも日本の仲の良い家族だとすると同居する家庭だと事実上、財布は一つという感覚がありますので、そこはですね、成年後見の世界は本人の財布と自分の財布と預かっている財布は別々に分けて管理しなければいけないよというふうに言われて頭では分かっているけども、結局今月ちょっと厳しいから借りて返せばいいよねと言う感じで、ちょっと最初借りてしまう。実際に返した。実はこのちょっと借りた段階で法律で「業務上横領」という立派な犯罪になっているのですけれども、当然そんな意識はない。一旦返した時は良かったのですが、前、ちゃんと返しているから今回ちょっと借りても大丈夫でしょうということで、前回5万円、10万円借りた。今回も返した。次は困ったときはここから借りればいいやと言う形になって、結局積み積もって数百万、数千万の横領というケースが親族後見の場合に多い、圧倒的に多いですね。そうだとすると、全部親族後見人が悪いと言い切れないので、もうちょっと成年後見人ってこういうことに気をつけて仕事をしなくてはならないよということをお話

してくれるような組織が地域に無いのがやっぱり問題が大きいだろう。家庭裁判所に行っても、忙しさもあって余り相手にしてくれないのと、昔のような話なんですけれども、相談する側からすると家庭裁判所の敷居が高いというようなことがあって、少し気軽に成年後見人の愚痴を聞いてくれるということも含めて、そういうサポート体制があれば使い込みが結果的には減っていくだろうという話が出てくる訳です。次にですね、その他の対策としては、市民後見の数が非常に少ないのですが、増やさないといけないよね。加えて、お金が無い人が成年後見人が使えないというのが、今困っていますよね。つまり成年後見制度というのはご本人の財産を管理するという仕組みを出発点にしているのだから、成年後見人に払う報酬であるとか、あるいは費用の負担はご本人のお金の中から支払うのが大原則になっているのです。ところが、生活保護の受給者の方も成年後見を多数使っていますので、ご本人の資産に資金の余裕が無いということがある。そうなってくると、報酬が貰えないよねと言う話になってなり手がいなくなるので、この成年後見制度を使う上での報酬、費用の公的な助成の仕組みをもっと拡張していかなくてはならないという話になっていく、ということです。

そして今まで話をしてきたようなことを具体的に、例えば今年盛岡市として、どうやって実現していくのかという計画をキチンと立てなさいというのが市町村計画の策定という話になる訳です。具体的にどうやって実現して行くのか、その

プロセスをキチンと書いて置きなさいということになる訳です。医療同意権についてお話をしたとおりなんですけれども、ようやく厚生労働省がかなり本腰を入れて、法律的なルールづくりに少しずつ動き始めていますので、すぐには難しいかも知れませんが、一歩ずつ医療同意権についての法律的な整備が進んでいくだろうと思います。

#### ◆欠格条項の縮減・廃止

最後に、実際に今国会で進んでいる話をして終わりたいと思います。それは欠格条項の削除という話で、今やっている国会で成年被後見人の欠格条項についての法律全部で188の法律をまとめて改正する法律案がようやく審議が始まりました。これが成立すると、例えば、お医者さんになれないとか、弁護士になれないとか、司法書士になれないとか、社会福祉士になれないとか、様々な資格職のほか、現在公務員になれないですね。成年被後見人とか、被保佐人とかは国家公務員にも地方公務員にもなれないという状況になっています。なれないというのはひどい話で、知的障がいの人が地方公務員として働いているケースはいくらでもあるのです。これは国は障害者雇用を促進しようと言っている訳で、実際に例えば、清掃の仕事を含めて所謂現業職と言うのに知的障がいのある方が就いていることが珍しくないのですが、その人に遺産相続の問題が発生したので保佐人を付けたとします。実はそれで自動的に首になるのです。公務員としての資格が失われるのです。本人の能力が落ちたというのなら話は別ですよ。例えば「認知症

が進んでこの仕事ができなくなったから首ですよ」と言うのであったら話は分からないではない。そうではなくて、ご本人は能力が変わらず、滞りなく業務を続けているにも拘わらず、成年後見人、保佐人がつくると自動的に失職する訳です。今二つ裁判になっていて、関西の方で地方公務員を首になったというケースと、もう一つ岐阜の方で警備員さんを首になったという知的障がいの方。警備員さんとして働いてきたのですけれども、実は警備業法という法律の中に成年被後見人と被保佐人は警備業を営むことができない、そして警備員として街を回っていますね。そういう具体的な仕事も出来ないという法律がありまして、それに当てはまるので、実はご本人は、このケースはちょっと家庭的にいろいろ事情があって親族からの様々なプレッシャーを避けるためにも保佐人を付けて、権利擁護した方がいいたろうということで、保佐を開始したら首になってしまった。会社も首にしたくなかったのです。真面目に働いてくれていて何も問題が無かったのですけれども、会社としては結局、もしこのまま雇っているとしたら警備業法違反になってしまって、警備業の免許取り消しになるかも知れないし、違法状態になるので会社としては首にしたくないけれども、現状しょうがないので首にしますということで首になった。ご本人は会社と国を訴えている訳です。会社の方はご本人の言い分を認めて、国が法律変えてくれたら会社は雇い直すから勝手にやっってくださいと言って裁判にも出てこない状況になっている。今、国とご本人との間で憲

法訴訟になっていて、普通に働けるのに、なんで首になるのか。単純に考えるとおかしい訳ですね。こうしたおかしい問題が188件も存在する。もうあらゆる資格にこういう問題があって、これは一括改正しなければ、生活のために働いて貯めた財産管理のために成年後見人がついたら、肝心の給料がもらえなくなるのでは、完全に本末転倒ですから利用促進にもならないのですね。

これはおかしいだろうということで、実は今回の利用促進計画の中で一番大きな分かり易い成果として、これが今国会で改正されると一気にそういう状況が無くなるということになりますので、大きな進歩になるのです。

こういうことを含めて現在の成年後見制度を実際利用者側から見ると、多々使いにくいことがあるのも事実です。

そうしたことを一つひとつ無くしながら、かつ地域で中核機関を中心にネットワークを整備して少しでも利用しやすい成年後見の仕組みにしたいというふうに国は今考えているということになります。

#### ◆おわり

長時間にわたってお話しいたしました。一応お伝えしたいことはお話ができたと思いますので、これで終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

この講演記録は、特定非営利活動法人成年後見センターもりおかが主催（平成30年12月1日）した、平成30年度「成年後見市民フォーラム」において、講師 新潟大学法学部上山 泰教授が行った「成年後見の利用促進の動向について」と題した講演を記録したものです。

**この講演記録を複写、引用することはお断りします。**

なお、複写、引用を希望する時には、下記へ連絡して了解を取ってくださいようお願いします。

平成30年12月

#### ◆連絡先◆

岩手県盛岡市大通一丁目1番16号

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか

電話・FAX 019(626)6112